

大船渡駅周辺地区地区計画に基づく景観事前協議事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大船渡都市計画大船渡駅周辺地区地区計画の「区域の整備、開発及び保全の方針」に基づく「建築行為等に先立ち市と協議する制度（事前協議制度）」に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 この要領に定める事務は、都市整備部土地利用課が所管する。

(協議の申出)

第3条 建築行為等に先立ち市長と協議を行おうとする者（以下「申出者」という。）がある場合は、大船渡駅周辺地区地区計画に基づく景観事前協議申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）に、次に掲げる書類1部を添えて、可能な限り行為着手までの期間を確保して申出させるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 平面図（S = 1/200以上）
- (3) 配置図（S = 1/200以上）
- (4) 立面図（2面以上、S = 1/100以上）
- (5) 構造図
- (6) 景観チェックリスト
- (7) 現況写真
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(申出書の受付)

第4条 市長は、前条第1項に規定する形式上の要件を満たしている場合は、当該申出書を受付けるものとする。ただし、当該申出書に書類の添付漏れ又は記載漏れがあった場合は、申出者に対して速やかに補正等を求めるものとする。

(確認、指導及び助言)

第5条 市長は、申出書及び書類（以下「申出書等」という。）を受付けたときは、当該申出書等の内容について、大船渡駅周辺地区景観づくりガイドライン、景観チェックリスト等に基づき確認するとともに、建築行為等の敷地の現状及び周辺の状況等を把握するため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 市長は、申出者に対し必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

(協議結果の通知)

第6条 市長は、事前協議が終了したと認める場合には、申出者に対し大船渡駅周辺地区地区計画に基づく景観事前協議結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。